

高品質ソフトウェア技術交流会（細則）

個人情報の保護に関する方針

2004年4月1日制定
2004年12月14日改正
2018年6月13日改正

第1条（目的）本方針は、高品質ソフトウェア技術交流会（以下、当会という）における会員の個人情報の保護、漏洩防止を目的とした当会の方針を示すものである。

第2条（適用範囲）

本方針は、入会（継続）手続きを通して取得した会員の個人情報を適用範囲とする。個人情報の範囲は別途、第3条によって定める。

第3条（個人情報、会員情報の定義）

- ・当会は、以下の情報を個人情報と定義する。
会員 No.、氏名、氏名ふりがな、E-mail アドレス、生年月日、顔画像データ
自宅郵便番号、自宅住所、自宅 TEL
会社名、所属部署、役職、会社郵便番号、会社住所、会社 TEL、会社 FAX
希望分科会、業務内容、日科技連ソフトウェア関係事業(SPC)参加実績、在会期間。
- ・当会は、個人情報の内以下の情報を、会員情報と定義する。
会員 No.、氏名、会社名、在会期間。

第4条（個人情報の収集及び利用目的）

当会は、会員の個人情報を次の目的達成に必要な範囲でのみ情報収集し利用する。

- ・会員に対する催物開催等の諸連絡のため
- ・企画及び運営のために、幹事、及び、事務局が会員構成を把握するため
- ・企画及び運営のために、講演者等の関係者に会員構成を提示するため
本項で公開する情報は、会社名、所属、会員名とする。
- ・会員が当会の会員構成を把握するため
本項で公開する情報は、会員名、E-mail アドレス、会社名とする。
但し、会社名の公開は会員が希望しない場合は非公開とする。
- ・後援団体（日本科学技術連盟）が後援団体主催の催事の案内をするため
本項で公開する情報は、E-mail アドレスとする。

第5条（個人情報の利用）

当会は、あらかじめ会員の事前の同意を得た場合を除き、第4条で定めた目的以外に個人情報を利用しない。

- 2 あらかじめ会員の事前の同意を得た場合を除き、会員の個人情報を第三者（会員、幹事、事務局、講演者以外）に提供しない。
- 3 但し、次に該当する場合は、会員の事前の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することがある。
 - ・法令の定めに基づく場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、会員の同意を得ることが困難である場合
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であり、会員の同意を

得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第6条（個人情報の管理）

当会は、収集した個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、漏えい、紛失、き損又は個人情報への不正なアクセスを防止することに努める。

- 2 個人情報の管理のため、個人情報管理責任者を1名置く。
- 3 個人情報管理責任者は、当会会長が任命する。
- 4 個人情報管理責任者の任期は1年として、再任を可とする。
- 5 個人情報管理責任者はその任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。
- 6 個人情報管理責任者が不在の場合は幹事会が代行する。

第7条（個人情報に関する会員の権利）

会員は、第4条の目的以外に対する、（当該会員の）個人情報の開示拒否の権利を持つ。

第8条（漏洩の発覚）

機密情報の紛失又は機密情報の漏洩などが発覚、あるいはその可能性を知った場合、発見者は速やかに個人情報管理責任者に報告する。

報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかに対応を検討する。

また、発生原因を調査して再発防止のための措置を講じる。

第9条（退会）

退会した年度中に会員の会員情報を除いた、個人情報を削除する。

第10条（責任）

当会は、個人情報の漏洩に対する、賠償等の責務を負わないものとする。

以上